

決 議 案 提 出 書

日本共産党神奈川県議会議員団の議会運営に対する行為に対し
更なる猛省を求める決議案

上記決議案を神奈川県議会会議規則第12条の規定により、次のとおり提出
します。

平成29年12月21日

神奈川県議会議長 佐藤 光 殿

神奈川県議会議員	小 島 健 一
同	高 橋 稔
同	武 田 翔
同	神 倉 寛 明
同	田 中 徳一郎
同	浦 道 健 一
同	青 山 圭 一
同	柳 下 剛
同	加 藤 元 弥
同	しきだ 博 昭
同	土井りゅうすけ
同	山 口 ゆう子
同	相 原 高 広
同	松 崎 淳

日本共産党神奈川県議会議員団の議会運営に対する行為に対し
更なる猛省を求める決議（案）

日本共産党神奈川県議会議員団は、本県議会における交渉団体として、議会運営を担う責任ある立場の会派であるにもかかわらず、これまでも、本会議や委員会での誤った発言などにより議会運営を停滞・混乱させる様々な事態を引き起こしてきた。

本県議会は、同議員団に対し、交渉団体として重い責任を持つ会派であることを十分自覚し、これまで引き起こしてきた事態についての猛省を求めてきたところである。

しかしながら、平成29年11月22日の本会議における質疑に先立つ議会運営委員会において確認した事項を逸脱し、結果的に自己の意見を述べるとともに、質疑の終結発言のみ許すという議長の2度にわたる発言を無視し、議事整理権を侵す行為を引き起こした。

このような行為に対して、同議員団が、終結発言のみを認める議長の指示を無視して発言した部分について、議長の議事整理権を侵したことを認めたにもかかわらず、会議録からの削除を受け入れていないことは矛盾している。

こうした一連の行為は、円滑な議会運営に協力する姿勢が見られないばかりか、議長の権威をおとしめ、権限を軽視した行為であると指摘せざるを得ない。

さらに、こうした行為を看過することは、将来にわたり悪しき前例を残すこととなり、断じて容認できるものではない。

よって神奈川県議会は、日本共産党神奈川県議会議員団に対し、交渉団体としての重い責任を改めて自覚することを求めるとともに、議会運営を混乱させた責任を重く受け止め、これまで引き起こしてきた事態について更なる猛省を強く求めるものである。

以上のとおり決議する。

平成 年 月 日

神奈川県議会